

略式代執行により危険な空き家の除却を行います

要 旨

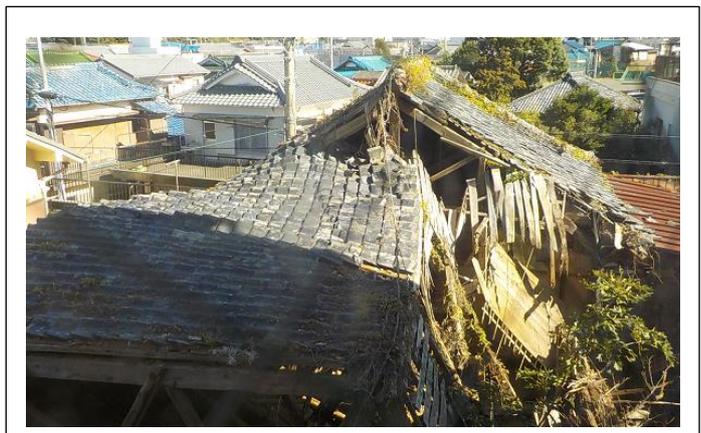
本市では、次の特定空家等1棟に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、本市で初めてとなる略式代執行による除却を行います。

建築物は所有者が適切に管理すべきものですが、通学路に面した木造住宅において、所有者が不存在であり、老朽化により倒壊等の危険が迫っているため、市が略式代執行により除却を行うものです。

概 要

1 特定空家等の概要

所在地	沼津市戸田328番地
構造	木造 2階建
規模	建築面積 163㎡、 延床面積 327㎡
建築年	不明（昭和27年以前）
所有者	所有者不存在
状況	・建物の老朽化が進み、



広範囲にわたる屋根の脱落、梁や2階床部分の落下がみられ、倒壊の危険が迫っています。

・建物の南北は隣家に近接し、東側の市道は通学路であるため、そのまま放置すれば危険となるおそれのある状態と認められます。

2 略式代執行について

施工内容	特定空家等の除却（建物の解体、発生材の運搬処分）
実施期間	令和4年7月から11月（工事は9月から着手の予定）

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係
直通：055-934-4885

